

社会福祉法人砺波市社会福祉協議会

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人砺波市社会福祉協議会の役員（理事・監事）及び評議員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 会長には、月額30,000円を報酬として支給する。

2 会長以外の役員及び評議員には、報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 会長の報酬は当月分をその月の末日に支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員が職務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の支給については、役員及び職員等の旅費規程による。

(その他)

第6条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の決議を経て、会長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の決議を経てこれを行う。

附 則

この規程は、平成16年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。